

坂 監 委 第 8 5 号
令和 5 年 1 1 月 1 日

坂井市長 池田 禎孝 様
坂井市議会議長 辻 人志 様

坂井市監査委員 亀嶋 政幸
 同 重森 宣彦
 同 佐藤 寛治

財政援助団体等監査の結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を、次のとおり提出します。

第 1 監査対象の団体名、所在地及び所管部局

団体名		所在地	所管部局
A	一般社団法人 竹田文化共栄会	坂井市丸岡町山口第 60 号 8 番地	産業政策部観光交流課 （坂井市たけくらべ広 場・坂井市竹田水車メロ ディーパーク・坂井市竹 田農山村交流センター 指定管理）
B	公益財団法人 丸岡文化財団	坂井市丸岡町霞町 1 丁 目 41 番地 1	教育委員会文化課 （公益財団法人丸岡文 化財団運営補助金） （丸岡城・丸岡歴史民俗 資料館・霞ヶ城公園事務 所・丸岡まちかど公園駐 車場・お天守前駐車場・ 一筆啓上日本一短い手 紙の館指定管理）
C	一般社団法人 丸岡城天守を国宝にする 市民の会	坂井市丸岡町西里丸 岡第 12 号 9 番地 3	生活環境部丸岡支所 （丸岡バスターミナル 交流センター指定管理）

第 2 監査の範囲

令和 4 年度の財政的援助等に係る出納その他の事務

第 3 監査の期間

令和 5 年 8 月 1 日から令和 5 年 10 月 30 日まで

第 4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次の表のとおりである。

区分	団体	所管部局
公の施設の 指定管理者	・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 ・ 施設の利用促進のための努力はなされているか。 ・ 公の施設に係る会計経理は適正になされているか。	・ 指定管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。 ・ 協定等に基づく義務の履行確認は適切になされているか。 ・ 事業報告書の点検は適切になされているか。 ・ 指定管理者の経営成績および財政状況を十分把握し適切な指導監督を行っているか。
補助金等 交付団体	・ 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。 ・ 補助金に関わる会計経理は、適正に行われているか。 ・ 補助金等の算定は、適正に行われているか。 ・ 資金を他に流用又は不正に使用していないか。 ・ 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。	・ 補助金等の交付手続及び会計経理は適正に行われているか。 ・ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

今回は、団体及び所管部局から提出された資料に基づき現状を確認するとともに、指定管理料の運用状況について、関係職員及び団体関係者から説明を求め、効率性、妥当性の観点で事務局の調査をもとに書類監査を実施した。

第 5 監査の結果等

監査の概要は、次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、口頭でその改善を求めた。所管課においては、適切に指導監督されたい。

【A. 一般社団法人竹田文化共栄会】

1. 一般社団法人竹田文化共栄会の概要

(1) 設立目的

一般社団法人竹田文化共栄会は、森林の模範的経営を行うことにより、林業に関する技術と知識を普及し、愛林思想の振興を図り、併せて社会公共施設の運営および福利厚生事業、その他の公益事業を行うことを目的とする。

(2) 本市との関係

ア 公の施設の指定管理者

本市が一般社団法人竹田文化共栄会に対して、指定している施設の指定管理の状況は次のとおりである。

年度	公の施設名称	場所	指定管理者 委託料(円)	指定期間
4	① 坂井市たけくらべ広場 ② 坂井市竹田水車メロディーパーク ③ 坂井市竹田農山村交流センター	① 坂井市丸岡町山竹田第94号10番地 ② 坂井市丸岡町山口第64号30番地 ③ 坂井市丸岡町山口第60号8番地	36,491,000	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2. 監査の結果

一般社団法人竹田文化共栄会に対する財政援助等に係る出納その他の事務について、前回の監査における指摘事項はすべて改善が図られており、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、次の事項については事務処理等において注意すべき内容として、適切な改善指導を講じられたい。

- ・ 備品管理について、備品シールが貼付されていない、もしくは剥がれている物品が見受けられた。また、廃棄済みの物品が直近の管理物品台帳に反映されておらず、内容が実際の備品管理状況と一致していない状態となっていた。台帳を適時適切に整理し、管理状況を正確に把握するよう努められたい。
- ・ 減免申請書の日付等が記入漏れとなっているものが一部見受けられた。施行規則等に沿って適正に事務執行するよう努められたい。

- ・業務日報の所長・支配人の確認欄が空欄となっている。確認欄に押印等を行い、日報作成者以外の者が内容を確認したことを明確にするよう努められたい。

【B. 公益財団法人丸岡文化財団】

1. 公益財団法人丸岡文化財団の概要

(1) 設立目的

公益財団法人丸岡文化財団は、歴史に育まれた丸岡の文化を活かして、質の高い文化を創造し、合わせて日本全国および世界に発信する事業を行うことにより、丸岡のまちおこしに寄与することを目的としている。

(2) 本市との関係

ア 公の施設の指定管理者

本市が公益財団法人丸岡文化財団に対して、指定している施設の指定管理の状況は次のとおりである。

年度	公の施設名称	場所	指定管理者 委託料(円)	指定期間
4	① 丸岡城・霞ヶ城公園・霞ヶ城公園事務所 ② 丸岡歴史民俗資料館 ③ 一筆啓上日本一短い手紙の館 ④ 丸岡まちかど公園駐車場 ⑤ お天守前駐車場	① 坂井市丸岡町霞町1丁目59番地 ② 坂井市丸岡町霞町4丁目12番地 ③ 坂井市丸岡町霞町3丁目10番地1号 ④ 坂井市丸岡町富田町1丁目1番 ⑤ 坂井市丸岡町霞町1丁目31番	- (注1)	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日

(注1) 上記の指定管理業務に関する費用は、協定上では利用料金収入によって賄うことと定められており、指定管理者委託料を支払っていない。ただし、主な委託料として一筆啓上日本一短い手紙の館事業運営業務委託料11,274,525円を支払っている。

イ 補助金の交付

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱に基づき、交付している補助金は次のとおりである。

年度	補助事業名 (補助要綱名)	補助対象額 (円)	補助額 (円)	補助率
4	公益財団法人 丸岡文化財団 運営補助金事業 (坂井市教育 委員会文化課 所管補助金等 交付要綱)	55,245,052	51,745,052	① 法人管理費(人件費) 補助対象経費の10/10 以内とし、予算の範囲内 とする。 ② まるおか子ども歌舞伎 事業 補助対象経費の1/2以 内とし、4,000千円を限 度とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた ときは、これを切り捨て る。 ③ 日本一短い手紙とかま ぼこ板の絵の物語事業 補助対象経費の1/2以 内とし、1,000千円を限 度とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた ときは、これを切り捨て る。

2. 監査の結果

公益財団法人丸岡文化財団に対する財政援助等に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、次の事項については事務処理等において注意すべき内容として、適切な改善指導を講じられたい。

- ・ 備品管理について、備品シールの貼付がなされておらず、管理物品台帳も市からの貸与備品と団体の備品が混在しているものとなっていた。適切に管理を行うよう努められたい。
- ・ 減免申請受付後、減免承認書の交付が行われていなかった。条例施行規則の定めに沿った運用を徹底するよう努められたい。
- ・ 財務規則に基づいた予算執行および事務処理が行われているかの点検を実施し、不十分な箇所がある場合は、都度適正な管理運営を徹底するよう指導されたい。

【C. 一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会】

1. 一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会の概要

(1) 設立目的

一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会は、文化遺産として世界に誇れる丸岡城天守の魅力や価値を高め、内外にアピールし、市民の念願である国宝指定を目指すとともに、丸岡場周辺の整備や賑わいの創出により新たな発展に寄与し、丸岡城と周辺地域を、次世代、次々世代につないでいくまちづくりの推進を目的とする。

(2) 本市との関係

ア 公の施設の指定管理者

本市が一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会に対して、指定している施設の指定管理の状況は次のとおりである。

年度	公の施設名称	場所	指定管理者 委託料(円)	指定期間
4	坂井市丸岡バスターミナル交流センター	坂井市丸岡町西里丸岡第12号9番地3	18,000,000	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2. 監査の結果

一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会に対する財政援助等に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、次の事項については事務処理等において注意すべき内容として、適切な改善指導を講じられたい。

- ・維持管理業務の契約締結時、起案文（理事長・センター長の承認伺）を起こしていない業務が散見された。承認を確認できる書類が無いまま事務手続を進めることが無いよう、適切な事務執行に努められたい。
- ・備品管理について、備品シールの貼付がなされていない物品が多数見受けられた。また、管理物品台帳には指定管理期間以降に購入した備品のみ記載されていた。市からの貸与備品について適正に管理するよう努められたい。
- ・事業報告書の財務状況について、転記漏れにより団体の貸借対照表の金額と一致しない部分が一部見受けられた。事業報告書収受時の確認を徹底されたい。